

令和4年度 がんばる事業所応援事業 Q&A

【対象者】

Q 守山に事業所がありますが、会員ではありません。応募できますか

A 応募可能です。申請書類の⑥定款または登記簿謄本(個人事業主の場合は、確定申告書、開業届け)を提出してください

Q 開業して一度も確定申告をしていません。応募できますか

A 令和4年6月15日以前に開業していれば応募可能です。申請書類に開業届を添付してください。

Q 守山在住で店は草津にありますが、対象ですか

A 対象になりません。守山市内に事業所を有する必要があります。法人の場合は守山市内に事務所等の登記がされている必要があります。

Q 昨年度、がんばる事業所応援補助金を申請、採択されました。応募できますか

A 昨年度、採択事業者は応募できません

Q 昨年度、がんばる事業所応援補助金を申請しましたが、不採択でした。同じ内容で応募できますか

A 同じ内容でも異なる内容でも応募できます。

【対象経費】

Q 他の補助金(守山市 DX 補助金、持続化補助金)を同時の申請も可能ですか？

A 可能ですが、対象となる事業(経費)が異なる必要があります。(例:守山市補助金=ホームページ+がんばる補助金=感染対策、等)

Q パソコン、iPad は対象ですか

A 汎用性(目的外にも使える可能性)があることから、対象外です(申請できません)

Q 既に発注しているホームページ作成費も対象になりますか？

A 6月15日以前に支払いが完了しているものは対象外です。6月15日以降、令和5年1月31日までに支払ったものは対象となります。

Q ネットで購入したのも対象となりますか

A なります。購入したことが分かる画面と支払いを証明する書類(カードの場合引き落としが分かるもの)が必要となります。

Q カードで買った場合対象となりますか

A なりますが、口座からの引き落としが令和5年1月31日までに済み、証拠となる書類を提出する

必要があります。

Q 購入先、発注先の指定や制限はありますか

特にありません。(守山市外、ネットショップでも可)

【申請方法】

Q 申請はどのようにすれば良いですか

A ①当所窓口、②郵送、③メールのいずれかで受け付けております。

Q 受付時間は

A 窓口は平日9時～17時、郵送、メールは随時受け付けています

Q 申請締め切りは

A 窓口での受付は令和4年7月15日(金)まで。郵送は7月15日の消印有効です。メールは7月15日までに当所に受信しているものとしします。

【申請書類】

Q 申請に必要な書類を教えてください

A 募集要領 5P 下段の「2 募集要領」をご参照ください

Q 押印は必要ですか？

A 押印する箇所はありません。ただし誓約書は必ず代表者が自署してください。

Q 書類は返却されますか

A 応募書類は返却しません。ご自身でコピーを取るなど控えを取っておいてください。

Q 一度申請した経費を変更したい

A 申請期間内であれば修正可能です。事務局までお問い合わせください。

Q 確定申告書はどのようなものを出せば良いですか

A 直近(個人なら令和3年分)の申告書をご提出ください。法人であれば直近1期分をご提出ください。

【その他】

Q 書き方に不安があります。相談には乗ってもらえますか

A 相談に乗ることは可能です。

Q 採択はいつ分かりますか

A 7月15日の締め切り後、通知を発送致します

Q 申請すれば必ず採択されますか

A 応募者多数の場合は抽選となります。

Q 抽選の場合、計画の内容の審査はありますか

A 本補助金の趣旨にそぐわない申請があった場合は不採択とします

Q 書類を持ち込むのは事業主本人でないとだめでしょうか

A 代理の方でも可能です。ただし誓約書は必ず代表者の方は自署してください。

Q 国の持続化給付金、月次支援金、一時支援金、事業復活支援金を受給しましたが申請できますか

A 申請できます。

Q 滋賀県の事業継続支援金や休業協力金を受給しましたが申請できますか

A 申請できます

Q 確定申告の際はどのように処理すればよいですか

A 補助金分は雑収入として記載してください

Q 支援金との違いはなんですか

A 支援金や給付金は条件が合えば現金が支給されますが、本補助金は発生した費用(支払った費用)に対して、補助が出ます。

Q 10万円を超える費用を購入した場合はどうなりますか

A 補助上限が10万円ですので、10万円の支給となります

Q 申請書には消費税込の金額を記載しますか

A 税抜で記載してください